鳥取県告示第 597 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、 指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり 告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	廃止年月日
	在地	の名称	の所在地	
社会福祉法人日野	日野郡日野町黒坂	社会福祉法人日野町	日野郡日野町根雨	平成 19 年 6 月 30
町社会福祉協議会	1247 - 1	社会福祉協議会指定	899-1	日
		居宅介護支援事業所		